

部落三大闘争に勝利するための決議（案）

私たち部落解放同盟京都市協議会は、差別のない「共生と協働の社会創造」をめざし、部落解放三大闘争を日常闘争に結合させた取り組みを進めている。

2016年12月、部落差別解消推進法が施行されて6年半が経過した。今日的な部落差別の存在を認め、その解決に当たっては、部落差別を許さない社会づくりが重要であるとされたが、理念法であることから具体的な差別撤廃への道筋は見えていない。インターネット上での差別動画への対応や、戸籍の不正請求等、それぞれの現場での真摯な対応と同時に、人権条例の制定が求められている。

狭山再審闘争は、1963年5月の事件発生以来60年目となり重要局面を迎えている。昨年8月、弁護団は東京高裁に対し、11人の鑑定人の証人尋問とインク鑑定の実施を求める事実取り調べ請求書を提出した。事実調べの実現のため総力をあげて取り組んだ署名活動では50万筆が集まった。本年3月には袴田事件の再審開始が命じられ、東京高裁は警察による捜査の捏造も指摘した。狭山事件もまた、明らかにつくり、捏造されたえん罪なのであり、袴田事件に続いて狭山再審闘争を勝ち取ろう。また、えん罪を生まない司法制度の改革へ向けた取り組みを、多くの仲間と連帯して強化しよう。

差別糾弾闘争は、部落解放運動の生命線である。引き続き京都市に対して「差別事象の情報開示請求」をおこなっていく。『全国部落調査』復刻版出版事件裁判は、「差別されない権利」を認めさせる控訴審でのたたかいが判決を迎える。カミングアウトとアウティングの明確な違いも認めさせなければならない。裁判闘争の完全勝利をめざそう。

政治的・軍事的対立が深まり、地球規模の環境破壊がすすみ、尊厳をもって自由に生きることが困難な時代だからこそ、人間解放としての部落解放運動は、切実に求められている。一人一人の主体的力量を高め、部落解放三大闘争の勝利を目指して闘うことを確認し、ここに決議する。

2023年6月2日

2023年部落解放同盟京都市協議会定期総会